

## 平成 28 年度予算の編成について

我が国経済は、海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクに留意する必要があるものの、個人消費や企業収益に改善の動きが見られ、引き続き緩やかに景気回復していくことが期待されている。

また、本区の歳入環境は、元来景気動向に左右されやすい不安定な構造であり、国による地方法人課税見直しの動きも含め、将来的には決して楽観視できないが、近年は景気回復を背景に特別区税や特別区交付金が順調に増加している。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催まで 5 年を切る中、本区は遂に人口 50 万人を突破し、人口急増に伴う行政需要や、オリンピック・パラリンピックへの準備といった新たな課題にスピード感を持って対応していかなければならない。さらに、「江東区長期計画」（後期）に基づく新たなステージを歩み始めており、その施策を着実に展開していく必要がある。

このように大きな転換期にある本区が、多様な行政課題の解決を通じて持続的に発展し、世界へ誇れるまちを目指すためには、職員が高い意欲を持ち、組織が一丸となって活力溢れる施策を推進するとともに、施策展開の基盤となる安定的な財政力を堅持することが重要である。

これらを踏まえ、平成 28 年度予算は、50 万人都市となった本区が、「江東区基本構想」に掲げる将来像の実現に向けて、「庁内の意欲と活力を最大限引き出し、積極果敢な区政を確実に推進させるための予算」として、下記の方針に基づき編成する。

## 1 編成の基本方針

- (1) 景気動向は中長期的には予断を許さないものの、回復基調にある今般を恰好のチャンスと捉え、人口急増や東京オリンピック・パラリンピック開催準備など新たな課題への対応のほか、真に必要な区民サービス向上のため、職員の創意工夫と実効性に富んだ施策は積極的に充実させる。
- (2) 少数精鋭の体制において業務負担が増大する中、多様な行政課題に迅速・的確に対応し、施策を活性化するためには、事業の優先順位を見極め、新陳代謝を徹底して図っていく必要がある。そこで、庁内の意欲と活力を更に引き出す観点からも、既存事業の見直しを積極的に行い、それをもって新たな事業等を大胆に展開していく。
- (3) 景気動向に左右されやすい不安定な歳入構造にあっても、持続可能で安定的な行財政運営を行うため、「江東区行財政改革計画」（後期）を着実に実施するとともに、広告事業をはじめとする多様な歳入確保策を強力に推進し、その財源を区民サービス向上に資する経費に活用することとする。

## 2 編成の一般方針

- (1) 共通事項
  - 予算の見積りにあたっては、事業の方向性や関係する社会情勢、国・都の動向等を踏まえ、新年度開始後に流用等による対応が発生しないよう、年間で必要な経費を確実に見込むこと。
  - 財政負担以上に各職場における業務負担の軽減を図る観点から、既存事業における成果等を検証し、事業の廃止、実施方法の民間委託化、対象の縮小等による見直しを徹底すること。
  - 新規事業等の取組みや既存事業の見直しによる事業の新陳代謝・施策の活性化を促すため、臨時経費の要求について、原則として既存事業の見直しを前提に行うこと。

- 既存事業の見直しに対しては、その影響額に関わらず、新規・レベルアップ事業の展開を図ることができることとする。

なお、新規・レベルアップ事業により難しい場合は、財政効果額の原則2分の1をインセンティブとして歳出事業費に計上し、区民サービス向上に資する取組みの原資とすることができるものとする。

- 「平成 28 年度 見直し（廃止）対象事業」に選定された事業については、見直し内容に係る各部の考え方を整理した上で、原則として平成 28 年度予算に見直し結果を反映させること。

## (2) 経常経費

経常経費については、事務事業の総点検を行い、効率的・効果的な事務執行を図るべく、下記により要求を行うこと。

### ① 義務的経費

基礎的な対象数値により経費が見込まれるもの

ア 給与関係費（時間外勤務手当等を除く）

イ 債務負担行為に基づく経費及び公債費

ウ 扶助費及びこれに準じる経費

エ 法令・条例・協定等により支出する経費

☞ 対象、規模、単価等の積算根拠に基づき、経費を適切に算定すること。

### ② その他経費

事業の見直し・廃止など経費節減を図るべき経費

ア 管理事務経費、施設運営費、維持管理費、事務費などの定例的な経費

イ 各種補助金、負担金など区が定例的に支出している経費

ウ 施設の機能維持等に要する定例的な工事費及び修繕料

☞ 事業の必要性や有益性等を改めて精査した上で、引き続きコストの縮減を図ること。

## (3) 臨時経費

本区が新たな飛躍を遂げるため、意欲と活力溢れる区政を推進する観点から、臨時経費については積極的に提案を行うこと。

① 臨時経費とするもの

ア 主要事業以外の新規事業

※ 平成27年度の補正予算で計上した事業を除く。

イ レベルアップ経費のうち、政策的判断を要する経費

② 臨時経費の要求にあたっての留意点

ア 事業の新陳代謝を促進するため、既存事業の見直し（廃止）を前提に行うこと。

イ 要求内容を総点検し、最少の経費で最大の効果を得られるよう歳出経費を整理すること。

ウ 事業の必要性などあらゆる角度から検証を行うこと。

エ 全体計画など後年度負担を十分に精査し、その額について明示すること。

オ 新規、レベルアップ事業については、原則として期限を設定すること。

カ 国・都補助金等の財源を積極的に確保するとともに、補助期間が限定されているものは、原則として補助期間内の事業実施とすること。

(4) 主要事業

主要事業は、長期計画に掲げる各施策を実現するために、特に重点的に取り組むべき事業とする。

要求にあたっては、「江東区長期計画」（後期）に掲げる施策の着実な推進を図るため、中長期的な視点で事業効果等を十分に分析・検証すること。

(5) 人件費関係

事業の整理・統合、見直しにより既存の人員体制の中での業務遂行を基本とし、非常勤職員、臨時職員についてはその趣旨に鑑み、緊急的、一時的な業務量の増大に伴い応援が必要な場合にのみ要求すること。期限の見通しのない非常勤職員、臨時職員は体制の縮小に努めること。

また、時間外勤務手当については、労働時間短縮の趣旨を踏まえ、改めて効果的・効率的な事業執行により、削減を図ること。

## (6) 行財政改革の推進

- ① 江東区行財政改革計画の着実な実施を図るため、事業の見直し、アウトソーシングの推進など積極的に取り組むこと。
- ② 区が出資する外郭団体に対しては、委託及び補助内容を積極的に見直し、区の支出について最大限の抑制を図ること。

## (7) 歳入の確保

- ① 区税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。
- ② その他の自主財源については、負担の公平性の観点から十分な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めること。
- ③ 国・都の予算編成の動向を把握し、補助金等活用できるものについてはその獲得に努めること。また、国や都の制度改正など、区の予算編成に直接的に影響が及ぶものについては、十分留意したうえで、情報収集に努めること。
- ④ 新たな財源確保策を更に推進していくため、積極的に広告事業をはじめとする歳入の確保に努めること。

なお、こうした取組みを後押しする観点から、各部の努力による歳入（現物提供に伴う歳出削減を含む）については、その2分の1をインセンティブとして歳出事業費に計上し、区民サービス向上に資する取組みの原資とすることができるものとする。

## 3 その他

- (1) 特別会計予算の編成については、一般会計予算に準ずるほか、区の財政支出を抑制するため、事務費等について一層の見直しを行うこと。
- (2) その他一般的事項については、以上の予算編成に関する基本方針に基づき「事務処理方針」として別に定める。